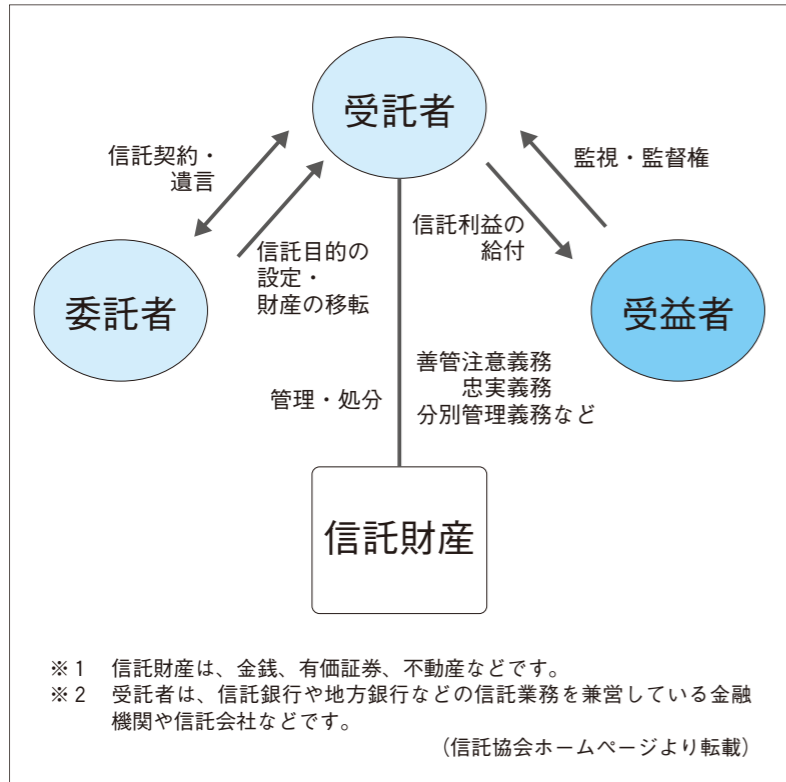


図表1 信託の仕組み



ついている。
②資産管理型信託
 資産管理型信託は、受託者が委託者や投資顧問業者等からの指図に基づいて資産の管理を行うもので、主なものとして、投資信託などがある。信託財産額は、592・

6兆円（前年同月末比31・0兆円増、5・5%増）となっている。主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が95・7兆円と1・8兆円増、年金信託が42・0兆円と0・6兆円減、投資信託が11・1兆円と8・1兆円増、再信

ついている。
②受託者責任
 受託者は信託財産の名義人となることから、信託法において、さまざまな義務が課せられている。その中でも、最も重要な義務と言われているのが、善管注意義務・

6兆円（前年同月末比31・0兆円増、5・5%増）となっている。主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が95・7兆円と1・8兆円増、年金信託が42・0兆円と0・6兆円減、投資信託が11・1兆円と8・1兆円増、再信

われている。
①信託財産の独立性（倒産隔離機能とも言われる）
 信託財産は、原則として、受託者、委託者の倒産等の影響を受けない。例えば、受託者が破産手続等の開始決定を受けた場合であっても、信託財産は破産財団等に属しない（信託法25条）。
 また、委託者や受託者に対する債権者は、信託財産に対して、強制執行等を行うことができない（信託法23条）。
②受託者責任
 受託者は信託財産の名義人となることから、信託法において、さまざまな義務が課せられている。その中でも、最も重要な義務と言われているのが、善管注意義務・

忠実義務・分別管理義務である。さらに、信託銀行等が受託者の場合、受益者等を保護する観点から、信託法で課せられる義務等に加えて、信託業法や金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法などに基づく当局の監督を受けることになる。
 信託法における主な受託者の義務の内容は、次のとおりである。
 ・善管注意義務
 信託の目的に従って「善良な管理者の注意」をもって信託財産の管理をしなければならない（信託法29条2項）。
 受益者のため忠実に信託財産の管理をしなければならない（信託法30条）。

・分別管理義務
 信託財産に属する財産と固有財産（受託者自身が保有している財産）や他の信託財産に属する財産と分けて管理しなければならない（信託法34条）。
 このほかにも、受託者には、公平義務（信託法33条）、信託事務処理を委託した場合における第三者の選任・監督義務（信託法35条）、帳簿等の作成・報告および保存の義務（信託法37条）等のさまざまな義務が課されている。

信託の受託状況

信託協会では、信託の受託状況について、信託財産の種類による分類のほか、信託の機能に着目し

た信託の機能別分類に基づく計数を、3月末および9月末に公表してきた。平成25年3月末における信託の受託概況のポイントは、次のとおりである（図表2）。
①資産運用型信託
 資産運用型信託は、受託者自らの裁量により資産の運用を行うもので、合同運用指定金銭信託などの金銭信託、有価証券の信託などがある。信託財産額は、121・7兆円（前年同月末比4・8兆円増、4・1%増）となっている。主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が27・6兆円と0・7兆円減、年金信託が35・8兆円と2・0兆円増、有価証券の信託が53・2兆円と4・3兆円増とな

託が261・8兆円と16・5兆円増となっている。
③資産流動化型信託
 資産流動化型信託は、資産の流動化を図り、原資産所有者が資金調達を行うためのもので、金銭債権の信託、不動産の信託がある。信託財産額は、58・5兆円（前年同月末比1・5兆円減、2・5%減）となっている。主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭債権の信託（貸付債権、売掛債権の信託など）が32・5兆円と1・9兆円減、不動産の信託が25・3兆円と0・4兆円増となっている。

金銭債権の信託は、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する売掛債権を流動化するために、不動産の信託は、信託機能を活用して不動産の流動化を行うために利用されている。
 信託財産の総額は、平成25年4月以降も増加を続け、平成25年8月末で812兆円となり、平成20年5月末の806兆円を超える過去最高水準となっており、さまざまな分野で信託の活用が進んでいる。

新しい信託の活用例

なお、資産流動化型信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されており、

平成18年の信託法改正（以下、「改正信託法」）により、受託者の義務の合理化や、受益者の権利行